

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 2 月 4 日

仙台市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医療品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 東北大学病院（仙台市青葉区）【直ちに実施】

(例) 腸管不全症例に対する小腸移植、婦人科悪性腫瘍に対するセンチネルリンパ節生検など

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立等が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、NPO 法人やベンチャー企業の設立等を促進するため、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成 28 年 6 月より実施】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：仙台市情報・産業プラザ

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長は、本事業が「区域方針」及び「仙台市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、「雇用労働相談センター運営協議会（仮称）」を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士等による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催等

v) その他：仙台市が取り組む起業・創業支援施策や雇用就業施策及び仙台市産業振興事業団との相乗効果をめざし、必要な連携を図る。

(2) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：東北大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【平成 28 年度より実施】